

指定基準自己点検シート（夜間対応型訪問介護）

記入年月日	年	月	日
法人名			
施設・事業所名			
連絡先	(TEL)		
記入責任者	(職名)	(氏名)	
人権擁護・虐待防止の担当者	(職名)	(氏名)	
感染対策担当者	(職名)	(氏名)	

<記載にあたっての留意事項>

- (1)複数の職員で検討のうえ点検してください。
- (2)記入される時点での状況について、各項目の点検事項に記載されている内容について満たされていれば「はい」に、そうでなければ「いいえ」に□をしてください。
なお、該当するものがなければ非該当に□をしてください。
- (3)点検事項ごとに根拠法令を記載していますので、参考にしてください。

<根拠法令>

根拠法令の表記については、以下のとおり略しています。

- | | |
|------|--|
| 「法」 | → 介護保険法 |
| 「令」 | → 介護保険法施行令 |
| 「規則」 | → 介護保険法施行規則 |
| 「条例」 | → 大分市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 |

点検項目	点検事項	根拠法令	点検結果		
			は い	い い え	非 該 当
I 基本方針					
1 指定夜間対応型訪問介護	(1) 指定夜間対応型訪問介護において、定期巡回サービス、オペレーションセンターサービス及び随時訪問サービスを提供していますか。 (2) オペレーションセンターは、通常の事業の実施地域内に1か所以上設置していますか。	条例第48条	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
II 人員基準					
1 訪問介護員等の員数	(1) 【オペレーションセンター従業者】 オペレーター（指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて利用者からの通報を受け付ける業務に当たる従業者をいう。）として1以上及び利用者の面接その他の業務を行う者として1以上確保されるために必要な数以上配置していますか。 (2) 【定期巡回サービスを行う訪問介護員等】 定期巡回サービスを行う訪問介護員等の員数は、交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上配置していますか。 (3) 【随時訪問サービスを行う訪問介護員等】 随時訪問サービスを行う訪問介護員等の員数は、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1以上確保されるために必要な数以上配置していますか。 (4) オペレーターは、看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士又は介護支援専門員をもって充てていますか。	条例第49条	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
2 管理者	①管理者は常勤職員を配置していますか。 ②管理者が他の職種等を兼務している場合、兼務形態は適切ですか。	条例第50条	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
II 設備基準					
1 設備及び備品等	(1) 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画が設けられ、必要な設備及び備品等を備えていますか。 (2) 利用者が円滑に通報し、迅速な対応を受けることができるよう、オペレーションセンターごとに、次に掲げる機器等を備え、必要に応じてオペレーターに当該機器等を携帯させていますか。 ①利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器等 ②随時適切に利用者からの通報を受けることができる通信機器等 (3) 利用者が援助を必要とする状態となったときに適切にオペレーションセンターに通報できるよう、利用者に対し、通信のための端末機器を配布していますか。	条例第51条	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
III 運営基準					
1 内容及び手続きの説明及び同意	サービス提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、事業所の概要、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ていますか。 ※重要事項は、運営規程の概要、勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等、利用申込者のサービス選択に資すると認められる事項。	条例第61条 準用第10条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

点検項目	点検事項	根拠法令	点検結果		
			は い	い い え	非 該 当
2 提供拒否の禁止	正当な理由なくサービスの提供を拒んだことはありませんか。	条例第61条 準用第11条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3 サービス提供困難時の対応	自ら適切なサービス提供が困難な場合、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他事業者等の紹介など必要な措置を速やかに取っていますか。	条例第61条 準用第12条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4 受給資格等の確認	(1) 被保険者証によって被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。	条例第61条 準用第13条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは配慮してサービスを提供するよう努めていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5 要介護認定の申請に係る援助	(1) 利用申込者が要介護認定を受けていない場合、既に要介護認定の申請をしているか確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。	条例第61条 準用第14条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 要介護認定の更新申請が、遅くとも要介護認定の有効期間が終了する30日前までになされるよう必要な援助を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6 心身の状況等の把握	オペレーションセンター従業者（オペレーションセンターを設置しない場合にあっては、訪問介護員等）による利用者の面接によるほか、サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、その他保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。	条例第61条 準用第15条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7 指定居宅介護支援事業者等との連携	サービスを提供する場合又は提供の終了に際し、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	条例第61条 準用第16条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	利用申込者又はその家族に対して、法定代理受領サービスについて説明し、必要な援助を行っていますか。	条例第61条 準用第17条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供していますか。	条例第61条 準用第18条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10 居宅サービス計画等の変更の援助	利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、必要な援助を行っていますか。	条例第61条 準用第19条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
11 身分を証する書類の携行	従業者に身分証を携行させ、面接時、初回訪問時及び求めに応じて提示するよう指導していますか。	条例第61条 準用第20条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
12 サービス提供の記録	(1) サービスを提供した際は、提供日、内容、介護サービス費の額その他必要な事項を書面に記録していますか。	条例第61条 準用第21条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) サービスを提供した際は、提供した具体的なサービス内容等を記録するとともに、利用者からの申し出があった場合には、文書等により情報を提供していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
13 利用料等の受領	(1) 法定代理受領サービスの場合、利用者から利用者負担分の支払を受けていますか。	条例第61条 準用第22条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 法定代理受領サービスである場合と、そうでない場合との間に不合理な差額を設けていませんか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 下記の費用に当たっては、予め利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得ていますか。 ①利用者の選定により通常の事業の実施地域外でサービスを提供し、それに要した交通費		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4) (領収証) サービスの提供に要した費用について支払を受ける際、利用者に対し領収証を交付していますか。	法第42条の2 第9項 準用第41条 第8項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	点検事項	根拠法令	点検結果		
			は い	い い え	非 該 当
	(5) 上記(4)の領収証に保険給付の対象額とその他の費用を区分して記載し、その他の費用については個別の費用ごとに区分して記載していますか。	規則 第65条の5 準用第65条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
14保険給付の請求のための証明書の交付	法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払いを受けた場合は、サービス提供証明書を利用者に交付していますか。	条例第61条 準用第23条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
15指定夜間対応型訪問介護の基本取扱方針	(1) 定期巡回サービスについては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われるとともに、オペレーションセンターサービス及び随時訪問サービスについては、利用者からの随時の通報に適切に対応して行われるものとし、利用者が夜間において安心してその居宅において生活を送ることができますか。	条例第52条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 自らその提供するサービスの質の評価を行い、それらの結果を公表し、常にその改善を図っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
16指定夜間対応型訪問介護の具体的な取扱方針	(1) 定期巡回サービスの提供に当たっては、夜間対応型訪問介護計画に基づき、利用者が安心してその居宅において生活を送るのに必要な援助を行っていますか。	条例第53条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 随時訪問サービスを適切に行うため、オペレーションセンター従業者は、利用者の面接及び1月ないし3月に1回程度の利用者の居宅への訪問を行い、随時利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 随時訪問サービスの提供に当たっては、夜間対応型訪問介護計画に基づき、利用者からの随時の連絡に迅速に対応し、必要な援助を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4) サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを中心として、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(5) 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(6) 従業者は、利用者からの連絡内容や利用者の心身の状況を勘案し、必要があると認めるときは、利用者が利用する指定訪問看護ステーションへの連絡を行う等の適切な措置を講じていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(7) サービスの提供に当たり利用者から合鍵を預かる場合には、その管理を厳重に行うとともに、管理方法、紛失した場合の対処方法その他必要な事項を記載した文書を利用者に交付していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
17夜間対応型訪問介護計画の作成	(1) オペレーションセンター従業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、定期巡回サービス及び随時訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な定期巡回サービス及び随時訪問サービスの内容等を記載した夜間対応型訪問介護計画を作成していますか。	条例第54条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 計画は居宅サービス計画に沿って作成されていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 計画の内容について利用者又はその家族に説明を行い、利用者の同意を得ていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4) 計画を利用者に交付していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(5) 計画の作成後、当該計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(6) 計画の変更についても(1)～(4)に準じて行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
18同居家族に対するサービス提供の禁止	訪問介護員等が、その同居の家族である利用者に対して、サービスの提供を行っていませんか。	条例第61条 準用第28条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	点検事項	根拠法令	点検結果		
			は い	い い え	非 該 当
19利用者に関する市への通知	<p>利用者が以下の事項に該当する場合には遅滞なく市への通知を行っていますか。</p> <p>①サービス利用に関する指示に従わないことにより要介護状態の程度を増進させたと認められる場合</p> <p>②偽りその他不正な行為により保険給付を受けた又は受けようとした場合</p>	条例第61条 準用第29条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
20緊急時等の対応	利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。	条例第55条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
21管理者の責務	(1) 管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行っていませんか。	条例第56条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 管理者は、事業所の従業者に規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) オペレーションセンター従業者は、サービスの利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
22運営規程	<p>以下の事項を運営規程に定めていますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>事業の目的及び運営の方針 <input type="checkbox"/>従業者の職種、員数及び職務内容 <input type="checkbox"/>営業日及び営業時間 <input type="checkbox"/>サービスの内容及び利用料その他の費用の額 <input type="checkbox"/>通常の事業の実施地域 <input type="checkbox"/>緊急時等における対応方法 <input type="checkbox"/>合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法 <input type="checkbox"/>苦情処理に関する事項 <input type="checkbox"/>虐待防止に関する事項 <input type="checkbox"/>その他運営に関する重要事項 	条例第57条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
23勤務体制の確保等	(1) 利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう事業所ごとに勤務の体制を定めていますか。	条例第58条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 当該事業所の訪問介護員等によって、サービスを提供していますか。 ※ただし、夜間対応型訪問介護事業所が、適切に夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており、他の訪問介護事業所又は定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所との密接な連携を図ることにより効果的な運営が期待でき、利用者の処遇に支障がないときは、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、夜間対応型訪問介護の事業の一部を当該他の訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 従業者に対し、その資質の向上のため、人権の擁護、虐待の防止、認知症介護、介護予防等に関する研修の機会を確保していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4) 職場において行われる性的な言動、優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
23-2業務継続計画	(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じていますか。	条例第61条 準用 第33条の2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
24衛生管理等	(1) 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っていますか。	条例第61条 準用第34条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	点検事項	根拠法令	点検結果		
			は い	い い え	非 該 当
	(2) 設備及び備品等について、衛生的な管理に努めていますか。 (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように下記の措置を講じていますか。 ①感染症予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催し、その結果について、従業者に周知徹底していますか。 ②感染症予防及びまん延の防止のための指針を整備していますか。 ③従業者に対し、感染症予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
25掲示	事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、勤務体制等その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示していますか。 または書面を備え付け、かつ、自由に閲覧させていますか。	条例第61条 準用第35条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
26秘密保持等	(1) 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者若しくは利用者であった者またはその家族の秘密を漏らしてはいませんか。 (2) 従業者であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者若しくは利用者であった者またはその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じていますか。 (3) サービス担当者会議等において利用者若しくはその家族の個人情報を用いる場合の同意をあらかじめ文書により得ていますか。	条例第61条 準用第36条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
27広告	虚偽または誇大な広告をしていませんか。	条例第61条 準用第37条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
28居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	居宅介護支援事業者又はその従業者に対して、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	条例第61条 準用第38条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
29苦情処理	(1) 利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口等を設置していますか。 (2) 苦情の内容等を記録していますか。 (3) 苦情に関して市又は国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、指導助言に従って必要な改善を行っていますか。 (4) 市又は国民健康保険団体連合会から求めがあった場合は、改善の内容を報告していますか。	条例第61条 準用第39条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
30地域との連携等	(1) 提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めていますか。 (2) 事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者にサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスの提供を行うよう努めていますか。	条例第59条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
31事故発生時の対応	(1) 事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。 (2) 事故の状況や処置について記録していますか。 (3) 賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行っていますか。	条例第61条 準用第41条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	点検事項	根拠法令	点検結果		
			は い	い い え	非 該 当
31-2虐待の防止	事業所において虐待の発生又はその再発を防止するため、下記の措置を講じていますか。 (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底していますか。	条例第61条 準用 第41条の2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 虐待防止のための指針を整備していますか。 指針には以下の事項を定めていますか。 □事業所（施設）における虐待防止に関する基本的考え方 □虐待防止検討委員会その他事業所（施設）内の組織に関する事項 □虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 □虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 □虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 □成年後見制度の利用支援に関する事項 □虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 □利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 □その他虐待の防止の推進のために必要な事項		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 虐待防止のための研修を定期的に実施していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4) (1)～(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
32会計の区分	他の事業の会計と区分していますか。	条例第61条 準用第42条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
33記録の整備	(1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。 (2) サービス提供に関する以下の記録を整備し、その完結の日（当該サービスを提供した日）から5年間保存していますか。 ①夜間対応型訪問介護計画 ②提供した具体的なサービスの内容等の記録 ③市への通知に係る記録 ④苦情の内容等の記録 ⑤事故の状況及び処置についての記録	条例 第60条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
34暴力団員等の排除	大分市暴力団排除条例（平成23年大分市条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条例第6条第1号に規定する暴力団関係者の支配を受けていませんか。	条例第61条 準用第44条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
IV 変更の届出等					
1 変更の届出	以下の事項に変更があったとき、10日以内に、その旨を市に届け出ていますか。 ①事業所の名称及び所在地 ②申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ③申請者の登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る） ④事業所の平面図及び設備の概要 ⑤事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所 ⑥運営規程	法 第78条の5 規則 第131条の13	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>